

平成29年度香川県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）
策定業務仕様書

1 業務の名称

香川県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定業務

2 業務の目的

香川県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）における平成27年3月に策定した第1期保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）の成果を基に、平成30年度～平成35年度（6年間）を計画期間とし、中間見直しを3年毎に行う第2期データヘルス計画を策定するものである。

3 契約期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで。

4 提供データ

(1)レセプトデータ

平成28年4月診療分～平成29年3月診療分（12か月分）

- ・医科：[REJMT] から始まるCSVファイル
- ・DPC：[REJMT] から始まるCSVファイル
- ・調剤：[REJMT] から始まるCSVファイル

(2)後期高齢者医療健康診査データ

平成26年度～平成28年度分（3年分）

- ・健診受診者CSVファイル
- ・健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル
- ・健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル

(3)被保険者データ

国保総合システム 被保険者異動報告データ

- ・被保険者異動データ・世帯状況
- ・被保険者異動データ・個人情報

(4)国保データベース(KDB)システム出力帳票

平成26年度～平成28年度（3年分）

- ・地域の全体像の把握.csv
- ・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題.csv
- ・人口及び被保険者の状況__1.csv
- ・人口及び被保険者の状況__2.csv
- ・健診の状況.csv

(5) 行政区コード一覧

(6) 第2期データヘルス計画作成に伴い、新たな分析が必要と認められる事項について、広域連合がデータの提供が可能なものについては、広域連合から受託者にデータ提供することとする。

(7) その他

上記に定めのない事項やデータの詳細なレイアウト等に関しては広域連合、受託者双方協議の上、必要なデータを提供することとする。

5 業務の内容

前項「4 提供データ」に定めるデータ等(以下、「レセプト等データ」という。)を用いて、第1期データヘルス計画の検証を行うと共に、精度の高いデータベースを構築した上で広域連合の現状分析を行い、それらを PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業実施のための次期計画を策定する。納品する次期計画は、広域連合において加筆・修正しやすい形式にまとめて、紙冊子と併せて電子データでも納品すること。

6 業務の詳細

(1) 第2期データヘルス計画策定に向けた精度の高いデータベースの作成

広域連合の医科及び調剤レセプトをデータ化し、健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース(以下、「データベース」という。)を構築すること。

①傷病名や薬剤(禁忌情報を含めた薬剤データベース)、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受託者において構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

②最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。

③レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合には、傷病名ごとの医療費の算出が可能なデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

④レセプトに記載されている未コード化傷病名(傷病名マスタに収載されていない病名)を可能な限りコード化したデータベースにすること。

⑤データベース構築に係る技術は、第三者の権利を侵害しない、また、侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を図ること。

⑥データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、広域連合が開示を求めた場合に、受託者は常に内容を提供できるように努めること。

(2) 第2期データヘルス計画の基礎となる現状分析

6(1)のデータベースを用いて、第2期データヘルス計画作成の基礎となる情報を把握するために、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾患を明確にするとともに、費

用対効果に応じた保健事業対象者グループの優先順位付けを行い、保健事業対象者を抽出すること。

①基礎統計

被保険者数、レセプト件数、医療費、患者数等の広域連合における医療費の全体像を明確にする。

②高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。

③疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121 分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

④健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析

健康診査データとレセプトデータを組み合わせ、健康診査データの有無や健診異常値の有無、健診異常値に対する疾病での医療機関受診の有無、生活習慣病に係るレセプトの有無を判定し、被保険者のグループ化を行い分析すること。またそれぞれのグループの一人当たりの医療費、人数を算出すること。

⑤糖尿病治療中断者に係る分析

過去に糖尿病の治療を受けていたが、一定期間、医療機関受診が確認できない治療中断者について、保健事業対象者の抽出を行う。

⑥適正受診・適正服薬を促す保健事業に係る分析

重複・頻回受診者、重複投薬者等について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。また、保健事業の効果的な実施のために、対象者を抽出すること。

⑦後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進のための普及・啓発に係る分析

分析対象期間の月ごとの普及率を金額ベース及び数量ベースで算出すること。また、ジェネリック医薬品差額通知事業の効果に係る分析を行うこと。

⑧歯科健診・訪問歯科健診の分析

歯科健診結果と疾病傾向を突合し、歯周病・口腔機能の低下と生活習慣病の関連や誤嚥性肺炎との因果関係を分析すること。

⑨高齢者の特性を踏まえた保健事業を推進するための分析

栄養・口腔・服薬・生活習慣病の重症化予防に関する課題に対し、虚弱（フレイル）高齢者対策・在宅療養高齢者対策に係る対象者の抽出を行うこと。

(3) データヘルス計画書(第2期)の策定

6(1)のデータベース及び6(2)の現状分析結果を用いて、「保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引きについて」(平成 26 年 7 月 31 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課発の事務連絡)に記載された内容に沿って作成すること。なお、この手引きについては第2期においても今後示されるので参考にすること。計画策定にあたっては、6(2)の現状分析に基づいて広域連合の課題把握と取り組むべき保健事業等を検討したう

えで、下記の項目について、広域連合と協議し作成すること。

①計画の基本的事項

- ア 計画策定の背景・目的・位置づけ
- イ 計画期間

②現状と評価

- ア 被保険者の状況・特性
- イ 健康・医療情報分析
- ウ 保健事業費の推移
- エ 保健事業実施に係る分析(第1期データヘルス計画の振り返り)

③課題・目標

- ア 分析結果に基づく現状と健康課題の把握
- イ 課題に対応した目的・目標(短期的・中長期的)

④保健事業の実施内容

- ア 概要一覧(新規・継続)
- イ 各事業の実施内容と評価指標・評価方法

⑤その他

- ア データヘルス計画の見直し
- イ 計画の公表・周知
- ウ 事業運営上の留意事項(市町村との連携・個人情報の保護)

7 情報セキュリティ対策

受託者は、本契約業務の実施に当たって、条例、規則、関係法令及び「香川県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー」を十分に遵守するとともに、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。尚、作業にあたっては、以下の通り、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。

(1)作業所の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業所を行う場所を分けて管理すること。

(2)入退管理の徹底

各作業所への入室には指紋認証などの入室制限を行い、登録者だけが作業できること。

(3)データ持ち出しの禁止

スマートフォン、携帯電話等の私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること

(4)データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

8 成果品の納品

第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)

- (1) 概要版(A4版カラー刷)
- (2) 製本物(A4版カラー刷)
- (3) 計画作成及び調査・分析の過程で得られた統計結果を含む電子データ(PowerPoint 形式及び Excel 形式)で格納した電子媒体

9 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は広域連合に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権【著作権法(昭和45年法律第48号)第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定める権利を含む】を譲渡するものとする。(イラスト等含む。)ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 広域連合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 委託業務に係るスケジュール案

平成29年6月下旬：広域連合から委託業者へのデータ提供

平成29年7月～9月：第1期の取組と第2期の目標設定等の協議・調整

平成29年9月：データヘルス計画(素案)作成

平成29年10月～11月：検討事項の協議・修正後、データヘルス計画(中間案)作成

平成29年12月：パブリックコメントの募集

平成30年1月：データヘルス計画(最終案)作成

(平成30年2月：議会へ提案予定)

平成30年3月：データヘルス計画完成

11 その他

- (1) 本仕様に定める業務に係る経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (2) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (3) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ広域連合の承諾を得た場合はこの限りではない。